

磁気共鳴画像診断装置 保守点検委託契約

条 件 付 一 般 競 争 入 札

入 札 説 明 書

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

入 札 説 明 書

この入札説明書は、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構（以下「機構」という）が発注する、磁気共鳴画像診断装置保守点検委託契約に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1. 入札に付する事項

1.1 件名及び数量

磁気共鳴画像診断装置 保守点検委託契約 一式

1.2 委託契約の仕様等

磁気共鳴画像診断装置 保守点検委託契約 仕様書による（以下「仕様書」という）

1.3 契約期間

２０２５年１１月０１日から２０２６年１０月３１日まで

1.4 履行場所

ふくしま医療機器開発支援センター
（郡山市富田町満水田地内）

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者で、かつ、3. 項に規定する資格の確認を受けた者であること。

2.1 福島県内の医療関連施設において、高度管理医療機器の保守点検業務を過去５年以内に受託（契約）した経験がありかつ、本業務を確実に履行できるものであること。なお、履行実績の契約形態については問わない

2.2 公告の日から入札の日までの間に、公共機関（国・地方公共団体の機関）から入札参加資格制限措置を受けていない者であること

2.3 福島県郡山市に本店、支店、営業所等があること

2.4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当しない者であること

3. 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請に係る書類を次により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分注意すること。

3.1 提出期限

２０２５年１０月１６日（木）午後５時まで

3.2 提出先

〒９６３－８０４１ 福島県郡山市富田町字満水田２７番８
一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 人事・総務部

3.3 電話 ０２４－９５４－４０１１

- 3.4 提出方法 郵便又は持参による
- 3.5 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 福島県郡山市に本店、支店、営業所等を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など）（発行から3ヶ月以内の写し可）
 - ウ 暴力団等反社会的でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）
 - エ 役員一覧（様式3）
 - オ 業務実績調書（様式4）
 - カ 後記6.4項において入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請（様式5）と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は業務実績調書（様式4）及び添付書類を提出すること

※ 長3封筒を同封すること。なお、封筒には110円切手を貼付し、入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。
- 3.6 その他

資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一度受領した書類は返却しない
4. 契約条項等を示す場所等
 - 4.1 契約条項等を示す場所、入札説明書等の交付場所及び期間
 - ア 期間 2025年10月03日（金）～2025年10月16日（木）
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - イ 場所 3.2項に掲げる場所に同じ
 - ウ 配布図書 仕様書
 - 4.2 入札説明会
実施しない
 - 4.3 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 2025年10月23日（木） 午後1時から
 - イ 場所 福島県郡山市富田町字満水田27番8
ふくしま医療機器開発支援センター ZONE A 2階 小研修室1
5. 入札書の提出方法
 - 5.1 入札書は、指定の入札書（様式6）に必要とする事項を記載し、4.3項に示す日時及び場所へ持参すること
 - 5.2 入札参加資格の確認のため、次の書類を持参しなければならない
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式9）
 - イ 入札参加資格を有する代表者から委任を受けた代理人が出席し、入札する場合は委任状（様式7）
 - 5.3 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒に「商号又は名称」及び「磁気共鳴画像診断装置保守点検委託契約 一式」並びに「入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない
 - 5.4 入札書には次の事項が記載されていなければならない
 - ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名含む。以下同じ）をすること
- ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない
- エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること

6. 入札保証金

- 6.1 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない
- 6.2 入札保証金は、機構が指定する銀行口座への振込（振込に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として有価証券を提出するものとする。なお振込手数料等は入札者の負担とする
- 6.3 入札保証金の納付は、入札日の前日までにを行うこととし、事前に後記17.項に掲げる担当部署の指示を受けるものとする
- 6.4 下記ア又はイに該当し入札保証金の免除を希望する者は、3.1項に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式5）と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は業務実績調書（様式4）及び添付書類を提出すること
 - ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
 - イ 入札に参加しようとする者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき
- 6.5 入札保証金は落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還する。なお振込手数料等は入札者の負担とする
- 6.6 落札者の納付に係る入札保証金は、6.5項にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる
- 6.7 落札者の納付に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交わしをしないときは機構に帰属させるものとする

7. 入札方法及び開札等

- 7.1 開札は、4.3項で指定する日時及び場所で行う
- 7.2 開札に先立ち、入札者は5.2項_ア及びイで指定する書類を提出し、代理人の場合は身分

証明書を提示し確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付した者は、金融機関が発行した納付したことが確認できる書類を提示して確認を受けること

7.3 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う

7.4 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする

7.5 入札執行回数は2回を限度とするものとし、落札者がいないときは随意契約の協議を行う。この場合の協議は有効な入札を行った者のうち、最も安価な入札を行った者から安価な順に行う

8. 入札参加者に要求される事項

入札書の提出前に、必ずセンターホームページにて、質問回答の有無を確認すること
機構ホームページ <https://www.fmddsc.jp/>

9. 入札心得

9.1 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本入札説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式8）により、2025年10月10日（金）までに機構に説明を求めることができる。機構は、機構ホームページに一般競争入札仕様書等に関する回答を掲載する

（回答予定日：2025年10月14日（火））

9.2 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（様式7）を持参させ、確認を受けなければならない

9.3 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない

9.4 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、機構が特にやむを得ない事情があると判断した場合は、付添人を認めることがある

9.5 4.3項で指定する時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない

9.6 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない

10. 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 記名、押印を欠く入札

(2) 金額を訂正した入札

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入

札又は後発の入札

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定方法

- 12.1 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする
- 12.2 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする
- 12.3 入札者がいないとき、又は2回の入札回数を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち、最も安価な入札を行った者から安価な順に行う

13. 契約保証金

- 13.1 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない
- 13.2 契約保証金は、機構が指定する銀行口座への振込（振込に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として有価証券を提出するものとする。なお振込手数料等は落札者の負担とする
- 13.3 契約保証金の納付は、落札決定の日から6日以内に契約書の取り交わしの前日までにを行うこととし、事前に後記17.項に掲げる担当部署の指示を受けるものとする
- 13.4 下記ア又はイに該当し契約保証金の免除を希望する者は、落札決定の日から3日以内に、契約保証金納付免除申請書（様式10）と、履行保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は業務実績調書（様式4）及び添付書類を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない
 - ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - イ 落札者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 13.5 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還する。なお振込手数料は契約の相手方の負担とする
- 13.6 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする

14. 契約書等の作成

- 14.1 契約書を作成する場合において、落札者は機構が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこととする
- 14.2 契約の締結は、両社が契約書に記名押印したときに確定するものとする
- 14.3 落札者が14.1項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことが

ある

15. 契約条項

委託契約書（案）による。

16. その他

16.1 3.5項の提出書類を機構へ提出した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には入札辞退届（任意様式）を提出すること

16.2 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする

16.3 入札から落札者の決定までの間に入札者が2.項の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は、満たさないことが明らかとなった場合には当該入札者は落札者としな

い

16.4 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

17. 当該契約に関する事務を担当する部署

住 所 〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田27番8

所 属 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 人事・総務部

電話番号 024-954-4011

ファックス 024-954-4033

E-mail jimukyoku@fmdipa.or.jp